

3. 寄稿：再生可能エネルギー開発で、事業者と住民との調和

NPO 日本で最も美しい村連合理事（元山梨県立大学教授）市原 実

再生エネルギー（「再生エネ」と略称）に際し、自治体の対応

「NPO 日本で最も美しい村連合」<https://utsukushii-mura.jp/> は、日本の中山間地域に位置する自治体が、主として「美観を保持・育成」していくことを目的とした団体で、構成は人口1万人以下の町や村や地域である。この連合の加盟地でも、山林の放置や、農地の耕作放棄などで、地域の美観が損なわれつつある。そこに、国の「再生エネ」の推進策を受け止めて、関連事業者が開発を促進してきている。



山の上まで設置の太陽光パネル



鉄道線路沿いに設置の太陽光パネル

「美しい村連合」に加盟の町村の開発事業者とのトラブル例

残念ながら、「美しい村連合」加盟町村でも、「再生エネ」の開発が進み、自然や環境の悪化、住民の暮らしへの障害などを挙げ、開発の阻止・中止を訴えている事例がある。具体的理由には、太陽光発電の場合は、土地の造成等での土砂流出、景観の悪化、自然の破壊など、陸上風力発電では、太陽光発電のケースに加えて、騒音（低周波・超低周波も）、バードストライク（鳥類の飛翔障害）、などが理由として挙げられている。

例1：大分県由布市塚原

由布市内の塚原高原地域には、牧草が広がるが、牧畜業を止めて、利用がなされないままであった土地を、事業者が買い取り、2013年に開発を発表。事業者は、地元説明会を6回開催したというものの地元住民は納得しないなか、2015年、大分県は、「林地開発許可基準」を満たしているとして、開発を許可。そこで、地元住民は、景観保全を主として、訴訟を起こしたものの2017年に、敗訴。事業者は、大分県の許可を得たとして、すでに開発工事に着手している。2014年1月、由布市は、「由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を施行したが、後手に回ってしまった。

例2：山形県飯豊町

山形県の南部の置賜地区に位置する飯豊町は、雪深い地域。この町で、民有地を取得した事業者は、2017年12月、開発をする旨の説明のために、役場訪問。この説明訪問は、山形県に、大型太陽光発電設備を開発申請する場合は、地元自治体と協定を結ぶこととされていたからで

あった。

この時の説明で「なぜ、飯豊町に設置されるのか」の質問に対し、事業者は「山形県は開発するのに、環境アセスメントが必要ないから」ということでした。(注：山形県は、2021年3月、開発規模により、環境アセスメントが必要と変更済み)。

2017年3月、飯豊町は「飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例を」を制定していた。この条例は、太陽光発電、風力発電ともを対象にしている。飯豊町のこの条文の中に、「事業区域に、開発抑止区域が含まれている場合、町は開発に同意しない」という文言があったため、事業者は、飯豊町の太陽光発電の開発を中止した。

例3：山口県阿武町

阿武町は、日本海に面しており、風力発電の適地とされ、2021年1月に、開発事業者から、13基の風力発電装置の設置の説明会が実施された。開発業者は、環境アセスメントの調査をしているが、住民からの不足事項が指摘され、追加の調査を現在も続行中である。

地元の3団体は、「事業の中止を・・・」という要望書を阿武町長、萩市長（隣接のため）、山口県知事に提出しているが、まだ、結論には、至っていない。

阿武町には、「再生エネ」の開発の規制の条例、景観条例などは、制定されていない。

「再生エネ」の導入の理解をえるために

「再生エネ」が広く住民に理解を得られるように、政府、自治体、民間事業者に次のような事項が求められている。

- ① 国として、「再生エネ」の導入にあたり、都市には、都市計画法、農業地では、「農業振興法」、森林地域では、「森林法」など用途地区ごとに異なる開発手続を一元的対応が必要である。
- ② 自治体は、窓口の一本化（ワンストップ）とし、各自治体に即した条例などの制定を早急に実施する。（現状では、条例制定の自治体は、きわめて少ない）。
- ③ 開発事業者が所有権の売買、操業中断、廃業などのする場合の届けを自治体に提出させる。事業者は、廃業し、撤去に備えて、費用を積み立てする。

